

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、「請求人についての滞納整理経過がわかるもの」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、平成22年12月27日付けで行った部分開示決定で不開示とした部分を全て開示すべきである。

2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成22年12月2日付けで「請求人についての滞納整理経過がわかるもの」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、平成22年12月27日付けで本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (2) 申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、平成23年2月17日付けの異議申立書により、実施機関に対し不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成23年3月14日、実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成23年4月8日、実施機関から理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成23年5月30日、実施機関からの意見聴取を行った。
- (6) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成23年6月16日、実施機関から資料の提出を受けた。

3 申立人の主張の要旨

- (1) 条例第17条では、個人情報の開示をしないことができるのは、生命・身体・財産その他の権利利益を害するおそれがある場合である。滞納整理経過の不開示部分はこれに該当しないので、開示されたい。
- (2) 本件の租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関しては、情報を開示しても正確な事

実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれはないので、不開示部分を開示されたい。

4 実施機関の主張の要旨

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報として特定した「滞納整理経過」は、申立人が滞納した県税を徴収するため実施機関が納付を求める催告を行い、財産を差押えた経過を表形式に整理した電磁的記録である。

(2) 不開示部分について

県税の滞納整理は租税債権の確保のため、国税徴収法に規定する滞納処分の例により、滞納者に知らせることなく事務を進めることがある。

こうした滞納整理事務に関する情報は、同種のもものが反復されることから、開示することにより、その具体的な手法や照会先が特定された場合、「租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」が認められるため、条例第17条第7号イに定める不開示情報に該当する。

したがって、本件対象保有個人情報のうち、滞納者に知らせることなく行われた滞納整理事務の記録については、「滞納整理経過」表中の「年月日」、「記事」、「種別」欄を不開示としたものである。

5 審査会の判断

(1) 本件処分の妥当性について

条例第17条第7号イは、開示することにより、「租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」がある情報について不開示情報としている。

実施機関は、滞納整理事務に関する情報は同種のもものが反復されることから、開示することによってその具体的な手法や照会先が特定された場合、条例第17条第7号イに定める不開示情報に該当すると主張する。

そこで、本件対象保有個人情報である「滞納整理経過」を見分し、滞納整理事務に関する調査の具体的な手法や照会先が特定される情報が含まれているか否かについて検討した。

ア 「滞納整理経過」表中の「記事」欄及び「年月日」欄には、実施機関と関係者とのやりとりや、実施機関が行った調査・照会の内容、実施日など、滞納整理事務に関する様々な情報が記載されている。

こうした情報のうち、まず滞納整理に伴う調査対象となる財産の種別については、実施機関自身がホームページ等において給与、自動車、預金、生命保険などと公表していることから公知の情報であると考えられ、実施機関による調査の具体的な手法を明らかにする情報とは認められない。

次に、滞納整理に伴う調査の照会先については、具体的な協力者名が記載されていない部分は不開示情報に該当しない。

また、滞納者との関係の悪化を考慮する必要がない公共機関等が協力者として記載されている場合には、これを開示したとしても協力者から以後の協力が得られなくなり、調査事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

さらに、本件における滞納整理事務の実施日を明らかにしても、実施機関による調査の具体的な手法を明らかにするとは認められず、不開示情報には該当しない。

したがって、「記事」欄及び「年月日」欄の不開示部分には条例第17条第7号イに定める不開示情報は存在せず、全て開示すべきである。

イ なお、「滞納整理経過」表中の「種別」欄に記載された内容は、「記事」欄に記載された滞納整理事務の種別を形式的に示したのみであり、具体的な事柄は記載されていない。したがって、これを開示したとしても滞納整理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、本欄についても全て開示すべきである。

(2) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

海老原夕美、高佐智美、松村雅生

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成23年 3月14日	諮問を受ける（諮問第41号）
平成23年 4月 8日	実施機関から理由説明書を受理
平成23年 5月30日	審議及び実施機関からの意見聴取
平成23年 6月16日	実施機関からの資料を受理
平成23年 6月24日	審議
平成23年 7月29日	審議
平成23年 8月25日	審議
平成23年 9月26日	審議
平成23年 9月29日	答申